

毎年9月10日は「下水道の日」です！（第63回下水道の日）

「下水道の日」は、日本の下水道の全国的な普及を図る活動として、1961年「全国下水道促進デー」として始まり、2001年からはより親しみやすい「下水道の日」に名称が変更されました。

下水道には生活排水を浄化し海や川に返すほかに、「雨水の排除」の役割もあります。1年を通して短時間に雨が多く降る8月～10月の台風シーズンのなかでも、立春から数えて220日目にあたり昔は大きな台風が来る日とされていた9月10日が「下水道の日」と定められました。

「下水道 みえないところで ファインプレー」

をスローガンに、今年も全国各地で下水道関連行事等が開催されます。

下水道は、わたし達の生活に必要な不可欠な、「水」をきれいにするための重要な役割を果たします。

石垣市においても9月13日よりパネル展示を行う予定となっていますので、この機会に下水道の役割や下水道整備の大切さについて考えてみませんか。

【問合せ先】 下水道課 0980-82-1537



重要土地等調査法に関するお知らせ

<内閣府からのお知らせ>

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、7月12日に市内の一部の区域を指定し、8月15日に施行しました。指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には事前の届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

【特別注視区域※】

石垣駐屯地を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

【注視区域※】

石垣海上保安部（船舶係留施設含む）を中心とした周囲おおむね1,000メートルおよび石垣島（一）「平久保崎」、石垣島（二）「トムル岳東側海岸沿い」、石垣島（三）「白保の海岸沿い」、石垣島（四）「川平石崎」の周辺の区域
※具体的な区域図は内閣府のホームページに掲載しています。

【内閣府重要土地等調査法コールセンター ☎0570-001-125（平日9:30～17:30）

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続きは
お早めに！

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月下旬頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。**原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。**

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求められることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索



中小企業組合とは？

中小企業者が個々では対応できない課題に対して、相互扶助の精神に基づき協同で事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とする組合です。

4人以上の中小企業者によって設立でき、共同事業を通じて組合員が行う事業を補完・支援するための事業を実施します。以前は同業種の事業者で組織する組合が大半でしたが、現在は異業種の事業者で組織する組合が多く、それぞれの組合員が保有する技術、経営のノウハウ等を出しながら活動しています。

中小企業のみなさん

事業者が団結してビジネスを活性化したい！



沖縄県中小企業団体中央会

那覇市字上之屋303番地8

TEL098-860-2525 FAX098-862-2526

<http://www.ocnet.or.jp>



年末調整手続きの電子化について

年末調整手続きの電子化って何？



これまでの年末調整は、一連の手続きを書面で行っていましたが、この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

※「年調ソフト」・・・国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

電子化のメリットとは？

従業員のメリット

- ★控除額等の記入・手計算が不要
- ★控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ★勤務先からの問合せが減少



勤務先のメリット

- （給与担当者）
- ★控除額等の記入・手計算が不要
- ★控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ★勤務先からの問合せが減少

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます。（マイナポータル連携）詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

【問合せ先】 石垣税務署 ☎0980-82-3074

